

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案要綱

第一 消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）の一部改正

一 定義

1 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいうものとする。

（第二条第四項関係）

2 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次のいずれかの機能を有するものをいうものとする。

(1) 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従つて当該電子計算機を用いて送信することによつて、消費生活用製品の製造、

輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して消費生活用製品の販売を行う場合におけるものを除く。（2）において同じ。）に対し、消費生活用製品の通信販売（特定商取引に関する法律第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下この第一において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

(2) 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法により消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者を決定する手続に参加することができる機能（(1)に該当するものを除く。）

（第二条第八項関係）

3 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいうものとする。こと。

（第二条第九項関係）

4 この法律（消安法第二章の二及び第五十四条第一項第四号を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含

まれるものとする。

(第二条第十項関係)

二 使用年齢基準

1 主務大臣は、子供用特定製品について、主務省令で、その使用に適した年齢に関する基準（以下「使用年齢基準」という。）を定めなければならないものとする。 (第三条第二項関係)

2 主務大臣は、1の規定により使用年齢基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならないものとし、これを変更しようとするときも、同様とするものとする。 (第三条第三項関係)

三 販売の制限

1 特定製品（子供用特定製品を除く。以下この1において同じ。）の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、消安法第十三条第一項（特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならないものとする。 (第四条第一項関係)

2 子供用特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、消安法第十三条第一項（子供用特定製品

の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。）の輸入に係るものである場合にあっては、同条第二項）及び同条第三項の規定により表示が付されているものでなければ、子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならないものとする事。 （第四条第二項関係）

3 1 及び2の規定は、これらの規定に規定する者が古物営業法第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして主務大臣の承認を受けたときは、適用しないものとする事。 （第四条第三項第四号関係）

四 表示の制限

子供用特定製品の表示の制限について所要の規定を設ける事。 （第五条第二項関係）

五 事業の届出等

1 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができるとする事。

(1) 特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下この第一において「特定輸入事業

者」という。)にあつては、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者(以下この第一において「国内管理人」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

(2) 当該特定製品の設計を行う者であることその他の主務省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
(第六条関係)

2 届出事業者は、1の(2)の主務省令で定める要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、1の(2)の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。
(第八条第二項関係)

3 届出事項に係る情報の公表について所要の規定を設けること。
(第十条関係)

六 検査記録等の写しの提供等

1 特定輸入事業者である届出事業者は、検査記録等の写しをその国内管理人に提供しなければならないものとし、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならないものとする。

(第十一条第三項及び第十二条第三項関係)

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならぬものとする事。

(第十一条第四項関係)

七 使用年齢基準適合義務等

1 届出事業者は、その製造又は輸入に係る消安法第十一条第一項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が子供用特定製品である場合には、当該子供用特定製品について、使用年齢基準に適合するようにしなければならぬものとする事。

(第十二条の二第一項関係)

2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る1の子供用特定製品にその使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言を表示しなければならぬものとする事。

(第十二条の二第二項関係)

八 表示

1 特定輸入事業者である届出事業者による特定製品の表示について所要の規定を設ける事。

(第十三条第二項並びに第十五条第一項及び第二項関係)

2 届出事業者による子供用特定製品の表示について所要の規定を設けること。

(第十三条第三項及び第十五条第三項関係)

九 改善命令

主務大臣は、届出事業者が七の1の規定に違反しているとき、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十四条第三号関係)

十 危害防止命令

主務大臣は、次の1又は2に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該1又は2に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

1 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が三の1（子供用特定製品の場合にあつては、三の2）の規定に違反して特定製品を販売したこと。

2 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないもの（子供用特定製品の場合にあつては、技術基準又は使用年齢基準に適合しないもの）を製造し、輸入し、又は販売したこと（消安法第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、若しくは輸入した場合又は三の3の規定の適用を受けて販売した場合を除く。）。

（第三十二条関係）

十一 取引デジタルプラットフォーム提供者の責務

取引デジタルプラットフォーム提供者の責務について所要の規定を設けること。

（第三十二条の二、第三十四条第二項及び第四項並びに第三十八条第二項及び第三項関係）

十二 危害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けること。

（第三十二条の三及び第三十九条の二関係）

十三 独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する情報の提供

主務大臣が、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせる場合において、主務大臣は、機構に対して、当該調査の実施に必要な範囲内において、当該調査に必要な情報を提供することができるものとする。

（第三十六条第四項関係）

十四 法令等違反行為を行った者の氏名等の公表

主務大臣は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この十四において「法令等違反行為」という。）を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表することができるものとする。

（第四十六条の二関係）

第二 ガス事業法の一部改正

一 定義

1 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明

性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次のいずれかの機能を有するものをいうものとする。

(1) 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用してガス用品の販売を行う場合におけるものを除く。）(2)において同じ。）に対し、ガス用品の通信販売（特定商取引に関する法律第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下この第二において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

(2) 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法によりガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者のガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（(1)に該当するも

のを除く。)

(第三百三十七条第三項関係)

2 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいうものとする事。

(第三百三十七条第四項関係)

3 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする事。

(第三百三十七条第五項関係)

二 販売の制限

ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、ガス事業法第四百七条第一項(ガス用品の輸入の事業を行う者(外国にある者に限る。以下この第二において「特定輸入事業者」という。))の輸入に係るものである場合にあっては、同条第二項の規定により表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならないものとする事。

(第三百三十八条第一項関係)

三 事業の届出等

1 ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で

定めるガス用品の区分に従い、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出ることができるものとする。

(1) 特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係るガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下この第二において「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

(2) 当該ガス用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（ガス用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

2 届出事業者は、1の(2)の経済産業省令で定める要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、1の(2)に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。

（第四百四十二条第二項関係）

3 届出事項に係る情報の公表について所要の規定を設けること。

（第四百四十四条関係）

四 検査記録等の写しの提供等

1 特定輸入事業者である届出事業者は、検査記録等の写しをその国内管理人に提供しなければならないものとし、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならないものとする事。

(第四百四十五条第三項及び第四百四十六条第三項関係)

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようになければならないものとする事。

(第四百四十五条第四項関係)

五 表示

特定輸入事業者である届出事業者によるガス用品の表示について所要の規定を設ける事。

(第四百四十七条第二項及び第四百四十九条関係)

六 取引デジタルプラットフォーム提供者の責務

取引デジタルプラットフォーム提供者の責務について所要の規定を設ける事。

(第五百五十七条の二関係)

七 災害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けること。

(第百五十七条の三関係)

八 法令等違反行為を行った者の氏名等の公表

経済産業大臣は、ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、ガス事業法第九章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は同法第七十一条第一項、第七十二条第一項若しくは第七十条第一項の規定に基づく命令若しくは処分又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができるものとする。

(第百五十七条の四関係)

第三 電気用品安全法の一部改正

一 定義

1 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デ

デジタルプラットフォームにより提供される場が次のいずれかの機能を有するものをいうものとするこ
と。

(1) 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示され
る手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、電気用品の製造、輸入又は販売の
事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して電気用品の販売を行う場
合におけるものを除く。）(2)において同じ。）に対し、電気用品の通信販売（特定商取引に関する法
律第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下この第三において同じ。）に係る売買契約の申込
みの意思表示を行うことができる機能

(2) 当該デジタルプラットフォームを利用する者が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示され
る手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法に
より電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方
となるべき者を決定する手続に参加することができる機能（(1)に該当するものを除く。）

（第二条第三項関係）

2 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいうものとする。こと。（第二条第四項関係）

3 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。こと。（第二条第五項関係）

二 事業の届出等

1 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならぬものとする。こと。

(1) 電気用品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下この第三において「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下この第三において「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

(2) 当該電気用品の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者に

あつては、当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
（第三条関係）

2 届出事業者は、1の(2)の経済産業省令で定める要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、1の(2)の事項を経済産業大臣に届け出なければならないものとする事。
（第五条第二項関係）

3 届出事項に係る情報の公表について所要の規定を設ける事。
（第七条関係）

三 検査記録等の写しの提供等

1 特定輸入事業者である届出事業者は、検査記録等の写しをその国内管理人に提供しなければならないものとし、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならないものとする事。
（第八条第三項及び第九条第三項関係）

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようにしなければならないものとする事。
（第八条第四項関係）

四 表示

特定輸入事業者である届出事業者による電気用品の表示について所要の規定を設ける事。

(第十条第二項及び第十二条関係)

五 取引デジタルプラットフォーム提供者の責務

取引デジタルプラットフォーム提供者の責務について所要の規定を設けること。

(第四十二条の六関係)

六 危険等防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けること。

(第四十二条の七関係)

七 法令等違反行為を行った者の氏名等の公表

経済産業大臣は、電気用品による危険又は障害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経

済産業省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反する行為

(以下この七において「法令等違反行為」という。)を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為

による危険及び障害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができるものとする。

(第四十二条の八関係)

第四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）の一部改正

一 定義

1 この法律において「取引デジタルプラットフォーム」とは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームのうち、当該デジタルプラットフォームにより提供される場が次のいずれかの機能を有するものをいうものとすること。

- (1) 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者（自らが提供する当該デジタルプラットフォームを利用して液化石油ガス器具等の販売を行う場合におけるものを除く。(2)において同じ。)に対し、液化石油ガス器具等の通信販売（特定商取引に関する法律第二条第二項に規定する通信販売をいう。以下この第四において同じ。）に係る売買契約の申込みの意思表示を行うことができる機能

- (2) 当該デジタルプラットフォームを利用する一般消費者等が、その使用に係る電子計算機の映像面

に表示される手続に従って当該電子計算機を用いて送信することによって、競りその他の政令で定める方法により液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方となるべき一般消費者等を決定する手続に参加することができる機能（(1)に該当するものを除く。）
（第二条第九項関係）

2 この法律において「取引デジタルプラットフォーム提供者」とは、事業として、取引デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する者をいうものとする事。 （第二条第十項関係）

3 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者等に引き取らせる行為が含まれるものとする事。 （第二条第十一項関係）

二 販売の制限

液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、液石法第四十八条第一項（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下この第四において「特定輸入事業者」という。）の輸入に係るものである場合にあつては、同条第二項）の規定により表示が付されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならないものとする事。

三 事業の届出等

1 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができ
るものとする。

(1) 特定輸入事業者にあつては、日本国内においてその輸入に係る液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下この第四において「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

(2) 当該液化石油ガス器具等の設計を行う者であることその他の経済産業省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

2 届出事業者は、1の(2)の経済産業省令で定める要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、1の(2)の事項を経済産業大臣に届け出なければならないものとする。 (第四十三条第二項関係)

3 届出事項に係る情報の公表について所要の規定を設けること。 (第四十五条関係)

四 検査記録等の写しの提供等

1 特定輸入事業者である届出事業者は、検査記録等の写しをその国内管理人に提供しなければならないものとし、当該国内管理人は、当該写しを保存しなければならないものとする。 (第四十六条第三項及び第四十七条第三項関係)

2 特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が経済産業省令で定める基準に適合するようになしななければならないものとする。 (第四十六条第四項関係)

五 表示

特定輸入事業者である届出事業者による液化石油ガス器具等の表示について所要の規定を設けること。 (第四十八条第二項及び第五十条関係)

六 取引デジタルプラットフォーム提供者の責務

取引デジタルプラットフォーム提供者の責務について所要の規定を設けること。(第六十六条関係)

七 災害防止要請

取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請について所要の規定を設けること。

(第六十七条関係)

八 法令等違反行為を行った者の氏名等の公表

経済産業大臣は、液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、液石法第五章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は液石法第八十二条第一項、第八十三条第一項若しくは第十三条の二第一項の規定に基づく命令若しくは処分違反する行為（以下この八において「法令等違反行為」という。）を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による災害の拡大を防止するために必要な事項を公表することができるものとする。

(第六十八条関係)

第五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この法律の施行期日について所要の規定を設けること。
(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。
(附則第二条から第六条まで関係)

三 二のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする事。
(附則第七条関係)

四 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後のそれぞれの法律（以下

「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第八条関係)